
目安箱への投稿

■日付：2024/1/19

■件名：設計照査に係る負担軽減等

■ご意見・お問い合わせ

本工事は直轄工事であり、施工延長が1.5km程度で工期約10カ月の現場である。施工箇所が大きく分けて4箇所（A, B, C, D）に点在している。

入札前に社内にて工程計画を検討し、難易度の高いAから着手しBに移行、その後C・Dの同時施工で工期内に完成する見込みで応札し落札・契約となったが、契約後に判明したのが、工事場所（A）が特記仕様書等に記載無く着手時期が未定であった。その為、入札時に予定していた工程が大幅に乱れる事態になった。

当初予定していた工程を見直して工事箇所（B, C, D）を設計照査した結果、現地との不具合や支障物件及び地元調整ができておらず設計見直しとなり着手時期が遅れた。

修正・調整後約2カ月後にB工区、約6カ月後にC, Dの同時着手となった。工事場所（A）の着手時期が8ヶ月経過した時点で着手できる見込みができたことと連絡があったが、施工箇所（B, C, D）の施工途中で工事場所（A）への技術者の配置や下請負業者の再依頼や新規依頼及び工程調整や設計精査等の業務に就くには、弊社技術者の体力・精神的に疲弊しきっていた。また2024年問題で時間外労働の上限規制により労働時間の短縮もあり設計精査等の時間もない。

実際の現場では、日常の書類（協議・提出・報告・確認等）は簡素化されているが、時間的・精神的に一番負担を強いられるのは設計照査・地元調整による設計の見直しである。

発注時において「設計図書と現地の整合性の確認」と「地元調整の完了」をしていれば、書類作成の簡素化が確実に進むと思われる。

■回答

発注図面は発注者側の照査を徹底し、設計図書の充実に努めるとともに、必要な関係機関協議は整ってから発注するよう指導徹底します。なお、当初発注時において、着手時期等について不確定要素がある場合は、その旨特記仕様書に条件明示すると共に、総括打ち合わせ時に具体的な指示が出せるよう事前調整を行うなど、指示に関する事前準備等に努めることを併せて指導します。

また、施工に影響のある支障物件については、工事着手までに原則として移転若しくは撤去を完了させるように努めます。